

鳥取市特別医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 8 月 6 日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市条例第 3 6 号

鳥取市特別医療費助成条例の一部を改正する条例

鳥取市特別医療費助成条例（昭和 4 8 年鳥取市条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 1 号中「第 5 条第 2 4 項」を「第 5 条第 2 5 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。